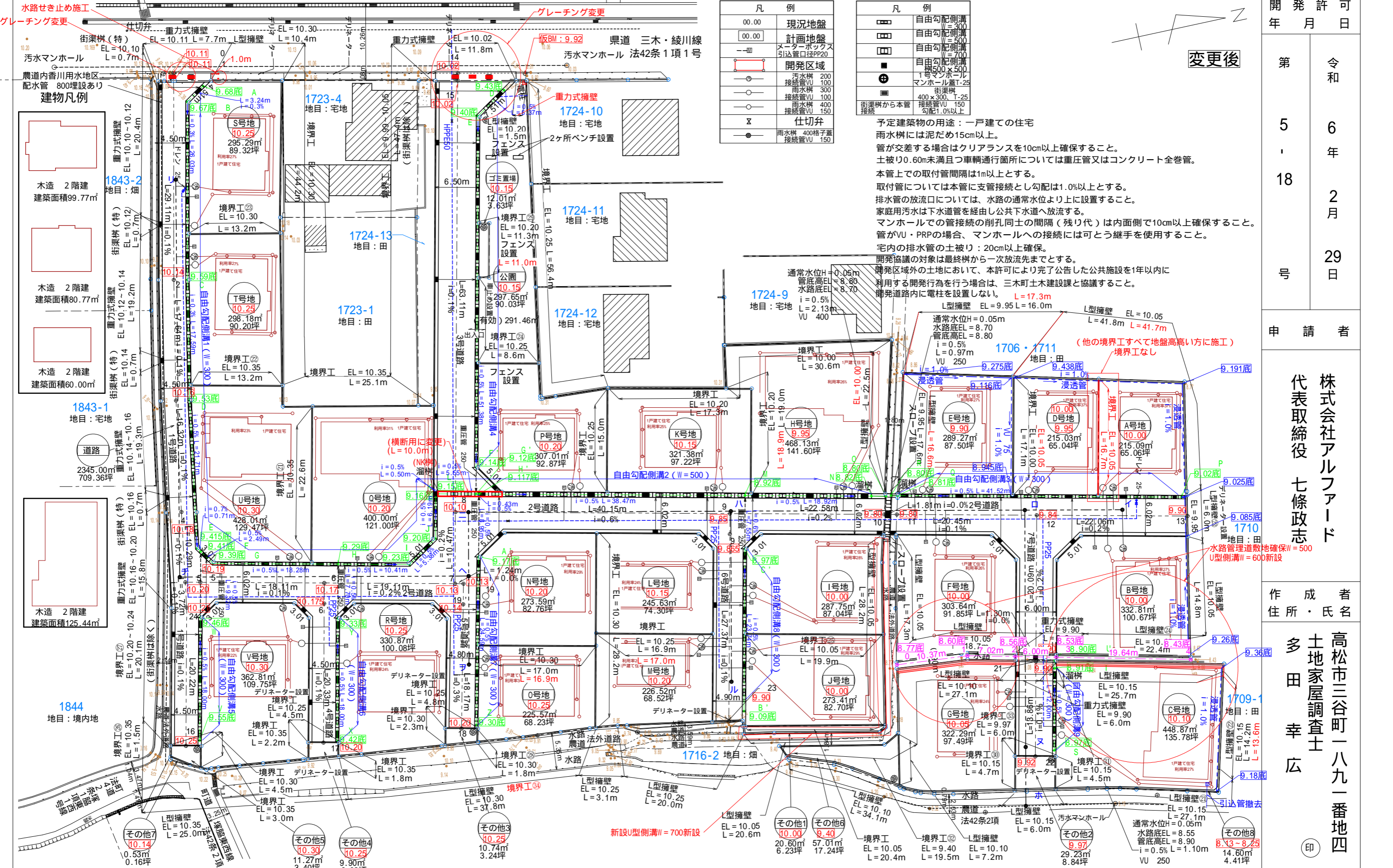


土地の所在 木田郡三木町大字下高岡字四條  
1712、1713、1714、1715-2、1715-3、1716-1、  
1717、1718、1719、1720、1721、1722-1、1724-3、  
1724-6、地先農道、水路

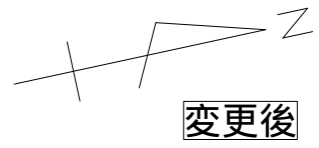
# 土地利用計画図



00.00	現況地盤
00.00	計画地盤
—	開発区域
○	汚水樹 200
○	雨水樹 300
○	雨水樹 400
○	雨水樹 400格子蓋
×	仕切弁

□	自由勾配側溝 W=300
□	自由勾配側溝 W=500
□	自由勾配側溝 W=700
□	自由勾配側溝 W=500×500
⊕	マンホール T-25
⊕	マンホール蓋 T-25
⊕	街渠樹 400×300 T-25
⊕	街渠樹から本管 接続管VU 150
⊕	接続管VU 150 勾配1.0%以上

予定建築物の用途：一戸建ての住宅  
雨水樹には泥ため15cm以上。  
管が交差する場合はクリアランスを10cm以上確保すること。  
土被り0.60m未満且つ車輛通行箇所については重圧管又はコンクリート全管。  
本管上での取付管間隔は1m以上とする。  
取付管については本管に支管接続とし勾配は1.0%以上とする。  
排水管の放流口については、水路の通常水位より上に設置すること。  
家庭用汚水は下水道管を経由し公共下水道へ放流する。  
マンホールでの管接続の削孔土の間隔（残り代）は内面側で10cm以上確保すること。  
管がVU・PRPの場合、マンホールへの接続には可とう継手を使用すること。  
宅内の排水管の土被り：20cm以上確保。  
開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする。  
開発区域外の土地において、本許可により完了公告した公共施設を1年以内に利用する開発行為を行う場合は、三木町土木建設課と協議すること。  
開発道路内に電柱を設置しない。



開発許可  
年月日  
第 5 18 号  
令和 6 年 2 月 29 日  
申請者

株式会社アルファード  
代表取締役 七條政志

作成者  
住所・氏名

高松市三谷町一八九一番地四  
土地家屋調査士  
多田 幸広